

役員変更の届出に関する説明

役員の変更の届出（中協法 第 35 条の 2）

組合は、役員の名又は住所に変更があったときは、その変更の日から 2 週間以内に、施行規則による様式の届書に、変更理由、変更年月日、変更事項を記載した書面を添付して、認可行政庁に提出しなければなりません。

【 添付書類 】

- ① 変更した事項を記載した書面（新旧役員名簿）
- ② 変更の年月日及び理由を記載した書面
- ③ 総（代）会議事録
- ④ 理事会議事録



その他、役員の変更が代表理事の変更に伴う場合は、組合事務所の所在地を所管する法務局へ代表理事の変更登記を申請した後の登記簿謄本・抄本（コピー可）を、上記の書類に添えることが望まれます。

なお、通常総（代）会において新たな役員を選挙又は選任した場合は、「決算関係書類提出書」に通常総（代）会の議事録を添付するため「役員変更届出書」への添付を省略することができます。 中協法施行規則 第 6 1 条 第 2 項